

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター

②評価調査者研修修了番号

SK2021140
SK2024136
SK2021144
SK2021142
SK2024137
SK2024135
22 地福第 1000-20 号
3 地福第 1487-10 号
6 地福第 1310-9 号

③施設の情報

名称： 和進館児童ホーム	種別： 児童養護施設
代表者氏名： 長谷川晃久	定員（利用人数）： 45名（45名）
所在地： 愛知県名古屋市守山区廿軒家13番32号	
TEL： 052-793-0122	ホームページ： http://www.washin.or.jp
【施設の概要】	
開設年月日 1951年04月30日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 和進奉仕会	
職員数	常勤職員： 32名 非常勤職員： 2名
有資格 職員数	保育士 11名 公認心理師 1名
	社会福祉士 5名 管理栄養士 1名
	児童指導員 8名 医師（嘱託医） 1名
施設・設備 の概要	（設備等） 施設・設備の概要
施設・設備 の概要	
居室数 33、相談室 2 心理療法室 1	

④理念・基本方針

【理念】

「和進」…仲良くする事を大切に、和を以て進む
「奉仕」…感謝と思いやりの心で、社会に奉仕する
「豊生」…誰もが、心豊かに生きる

【経営方針】

- 一、 仲良くすることを大切に、争いのないよう努める
- 一、 お互いに信ずることを基本とする
- 一、 人の過ちには、怒らないようにする
- 一、 働くことを通して、自らの成長を図る

【基本方針】

こどもが家庭的な雰囲気の中で生活し、こども同士や職員との関わりを通じて思いやりや協調性を育む。また、自然に触れる機会や社会経験を重ねる中で、小さな事柄から自分で選択・決定し、自立心を養う。職員はこどもに寄り添い、共に育ち合っていく。

⑤施設の特徴的な取組

1. 家庭的環境と担当制による個別支援の充実

和進館児童ホームは、こどもが家庭と同様に安心して暮らせる環境づくりを重視し、居室や生活基盤設備を整備するとともに、日常生活を通じて信頼関係や仲間関係を育む支援を行っている。職員は管理にとどまらず、こどもが自ら選択し行動できる関わりを心がけ、安心感と自己肯定感の醸成を図っている。また、担当制を基本とした個別支援により、一人ひとりの背景や成長段階に応じた丁寧な対応を実施している。学習や発達、対人関係面まで幅広く支援し、ユニット制等も活用することで、きめ細かな生活支援体制を構築している。

2. 学習・自立支援と地域交流の推進

和進館児童ホームでは、公文式教材等を活用した体系的な学習支援により基礎学力の定着と学習習慣の形成を図っている。中高生には大学生ボランティアの協力や進路相談を行い、将来を見据えた支援を継続している。また、アルバイト体験や職業体験、社会参加活動を通じて社会性や責任感を育み、措置延長支援等により退所後も見据えた体制を整備している。さらに、年間行事や地域イベントへの参加を通じ、地域とのつながりを深める取組が行われている。

3. 心理的支援と専門職連携

児童養護施設では、虐待経験やトラウマ、行動課題を抱えるこどもが多く生活している。和進館児童ホームでは、心理職や専門職と連携した心理支援体制が整えられている。心理職による助言や個別相談・セラピー等が実施され、生活場面での関係づくりだけでは捉えきれない領域を補完している。

このような専門職の関与は、個々のこどもの心の安定や成長の促進に寄与している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和7年10月13日（契約日）～ 令和8年3月10日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和4年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

（1）養育・支援の質向上に向けた取組

職員配置が厳しい中でも、担当制や小規模ユニットの工夫により子ども一人ひとりとの関わりを重視している。養育・支援計画票を活用し、10月見直し・3月評価の手順でPDCAを実施するとともに、第三者評価と自己評価を通じて継続的な質改善を図っている。また、事業計画に基づく方針を明確に示し、職務分担の整理やICT導入を進め、情報共有と業務の実効性向上を推進している。

（2）人材確保・育成の取組と専門職の配置

配置基準以上の人員確保に加え、心理士・保育士・社会福祉士等の専門職配置により支援体制を整えている。採用面では、アルバイト期間を経て本採用とする仕組み等により定着を意識した運用が見られ、学生の実習受入や学校連携も含めた人材確保に積極的である。

（3）社会資源活用による地域交流及び地域貢献

地域行事参加や日常的な声掛けに加え、ボランティア受入（学習支援、キャンプ等）を積極的に進め、こどもの交流機会を広げている。社会資源リストの整備や関係機関との連携も維持され、地域交流室の開放、合築している特別養護老人ホームとの連携による認知症カフェ等の公益的取組を継続している点は大きな強みである。

（4）権利擁護と支援体制の確立

こどもの主体性を尊重し、選択や話し合いを重視した生活が実践されている。権利擁護を養育・支援の中核に据え、倫理綱領の読み合わせを毎年度実施するとともに、年2回の個別聞き取りや児童会を通じて意見を把握し、権利侵害の予防と早期発見に努めている。また、独自の「養育・支援計画票」に基づく自立支援計画を多職種で協議・決定し、記録のシステム共有と会議を連動させることで、支援の質向上を図っている。

◇改善を求められる点

（1）経営分析の客観データ化（数値化）が不足している

現状把握は行われているものの、より客観的データ収集や数値に基づく管理を進め、全職員が共通の目標を持ち取り組むことに期待したい。

（2）中・長期計画が構想段階を理由に文書化されていない

中・長期の方向性は示されているが、数値目標や成果指標の設定には至っていない。人材育成や体制・環境整備など課題として分かっている項目だけでも

文書化されたい。具体的には第三者評価基準での自己評価結果・こどもの満足度や職員の満足度などの目標は、水準を決め「維持する」あるいは「何%向上する」などの数値目標の設定など検討されたい。

(3) 目標管理の運用方法

目標管理は実施されている（70%位）が、目標水準が不明であり期日が一律になっている。目標提出の徹底と中間確認頻度の適正化が必要である。その為には

(2) 項で触れた目標を参考に未達の場合はどのように対処するかなどを職員全員で検討し対応を図られては如何でしょうか。

(4) 標準的実施方法の文書化とサービスの提供

養育・支援の標準的な実施方法は文書化されているが、プライバシー保護に関する具体的方法の文書化については改善が求められる。こどもとのかかわり方やケース検討等、丁寧に行われているが、マニュアル化したり、記録に残したりすることが不足している。既存の会議記録を活用して整理することで、行っていることの可視化を検討されたい。OJTやスーパービジョンについても計画的・組織的な運用が望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

時間をかけ、ひとつひとつの評価項目に対し、丁寧に聞き取っていただいたうえでの評価結果を、今後のこども支援・施設運営の課題と受け止め、対応してまいります。

自施設の職員で取り組んだ評価に対し、ヒアリングを受けた結果の方が高評価をいただいた項目が多かったです。このことは職員一人ひとりが支援の取り組みに自信をもって良いことと考えます。一方、現状に満足せず、助言にある改善点についての検討・実施を追求してまいります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針はホームページ等に記載され、施設内でも掲示・ファイリングされている。法人理念を基に運営方針が整理され、協調性や共に育つ姿勢等、養育・支援の方向性が読み取れる内容となっている。基本方針は理念との整合が図られ、福祉事業者としての倫理や、子どもと職員が共に成長する視点が具体的に示されている。年度当初の職員会議や新人研修等で説明が行われ、事業計画への記載を含めて周知が継続されている。</p> <p>保護者への説明は来所時中心となりやすいため、状況を確認しながら周知の工夫を図られたい。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	③・b・c
<p><コメント></p> <p>全国的な社会福祉事業の動向について、全国児童養護施設協議会等の情報を活用し把握・分析している。名古屋市の福祉計画等の行政情報や法人内の他事業所からの情報も得ながら、地域の施策動向を確認している。要対協や子どもサポート会議等へ参画し、地域の実情や支援ニーズの変化、関係機関との連携状況を踏まえた検討が行われている。運営会議等では、養育・支援に係るコストや社会的養護を必要とする子どもの推移等を確認し、運営状況の把握に取り組んでいる。</p>		

③	I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>運営会議等において現状分析を行い、職員体制や人材育成、小規模化等の課題を把握している。抽出した課題や改善点は法人理事会へ報告され、役員間で検討・共有が図られている。職員に直結する経営状況や改善課題は、月1回の職員会議等で周知され、組織内で共通理解を得る取組が進められている。経営課題の解決に向け、小規模化や人材育成等を中心に具体的な取組が実施されている。</p> <p>経営課題の一部は具体的に取り組んでいる事は確認出来たが、計画書等書面として確認できるものがない。</p>		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期的な施設の展望について、会議等を通じて方向性が示されている。中・長期の取組は人材確保・育成や養育支援の充実に重点をおいて、現状課題を踏まえた検討が行われている。一方で、中・長期計画は構想段階にとどまっており、数値目標や成果指標の設定には至っていない。自治体の方針や計画の検討・見直し状況を踏まえながら、計画の検討・見直しが行われている。</p> <p>ビジョンは示されているものの、具体的に計画された中・長期の計画書は確認ができなかった。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画は、前年度の振り返りを踏まえてフロア会議等で検討され、実現可能な内容として整理されている。計画には基本情報や養育・支援目標、児童数、職員構成、活動計画等が具体的に示され、施設として取り組むべき事業が明記されている。行事予定の整理にとどまらず、養育・支援に必要な取組を計画し、活動状況の評価も行われている。</p> <p>中・長期計画として正式に策定された文書がないため単年度計画への反映が難しい面がある。また、事業計画の多くは取組むべき実施内容が決められているが、具体的な成果・時期等を設定し、評価が行える内容とは言い難い。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>事業計画は主任層を中心に職員意見を集約し、地域ニーズを踏まえて策定されている。実施状況は法人で定めた時期や手順に沿って確認され、計画の進捗把握と振り返りが行われている。評価は決められた時期に実施され、年度末には結果を次年度計画へ反映する為に見直しが行われている。年度初めの職員会議で計画内容を説明し、全職員への周知を通じて理解が図っている。</p> <p>評価時期の設定は項目により年度単位中心となりやすく、実施内容に応じた期間設定が必要である。また、事業報告を纏める段階で問題や課題等に対して分析を行っているがその分析結果の記載がない。</p>		
7	<p>I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は児童養護施設の特性を踏まえ、子どもや保護者に周知する内容を整理している。行事・活動等の児童に関係する事項を中心に、季節に応じて説明し共有が図られている。月1回の児童会では、子どもに必要な内容に限定して説明し、生活や活動の見直しにつながる周知が行われている。担当制により児童の理解度や特性に応じた説明方法が工夫され、理解できるまで丁寧に伝える姿勢がうかがえる。保護者への説明も事情に配慮し、開示範囲を判断した上で周知しているものの、児童会で説明する内容が行事・活動のみで良いかは今後も検討して進められたい。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
<p>I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>		
8	<p>I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>5月会議で養育・支援計画票を作成し、子ども個々の養育・支援計画を策定している。10月見直し、3月評価の手順を定め、PDCAサイクルに基づく取組が継続して行われている。養育支援目標「笑顔・言葉・名前」を明示し、日常養育の具体目標として計画に反映している。第三者評価は3年に1回受審し、受審しない年は第三者評価基準に準じた自己評価を自己評価票で実施している。養育・支援計画票および自己評価票は定めた手順で分析する場を設け、結果より検討を行ない改善につなげている。</p>		
9	<p>I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自己評価結果は第三者評価基準に準じて評価し、職員会議で報告・共有されている。内容は会議録として記録し、施設として取り組むべき課題を文書で纏めている。評価結果からの課題は主任が中心となり分析し、方向性をまとめた上で改善策を職員会議で説明し、意</p>		

見交換を通じて改善に取り組んでいる。実施状況を会議等で確認し、必要に応じて検討されている。

改善策は示されているものの、改善計画として詳細な実施内容や実施手順を示して、実施時期や目標を決めて進捗管理されたい。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は年度初め職員会議で事業計画を示し、施設運営の方向性や経営・管理方針を職員へ発信している。職務分担表は文書化され、施設長の役割と責任についても職員会議等で表明し周知が図られている。有事対応は消防計画、BCP、緊急時対応マニュアルに基づき整理され、役割の明確化に向けた取組が進められている。</p> <p>管理者不在時の権限委任については、文書化して指示の徹底を図られたい。</p>		
11	Ⅱ－１－（１）—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は全養協・中養協・名養協等からの改正情報を把握し、遵守すべき法令等の理解に努めている。行政関係者や取引事業者等の利害関係者とも適正な関係を保持している。全養協等では役員として参画し、施設長研修や研修計画の企画にも関与しながら研鑽を継続している。倫理綱領は年度初めに職員で読み合わせを行い、虐待防止やハラスメント等も周知し、名古屋市・愛知県社協からの研修への参加を促している。</p>		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は自身の知識や経験を踏まえ、養育・支援の質について評価・分析を行っている。課題を把握し改善の方向性を示しながら指導力を発揮し、運営会議に参画して職員意見を集約している。年1回の個別面談も実施し、現場の状況把握と改善に結び付けている。職員会議での職員教育や研修情報の発信を継続し、全養協・中養協・名養協への参画や施設長研修を通じ自己研鑽に努めている。</p>		
13	Ⅱ－１－（２）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導	a・b・c

	力を発揮している。	
<p><コメント></p> <p>施設長は法人内の経理担当として、人事・労務・財務の状況を踏まえた分析を行い、経営改善と業務の実効性向上に向けた検討を進めている。こどもと職員との関係を重視し、人員配置の調整や環境整備に取り組み、有給休暇の取得にも配慮して働きやすい職場づくりを図っている。支援記録のICT化として記録システムを導入し、職員間の情報共有を推進している。主任層へのノウハウ共有と職員への展開を通じ、組織内の意識形成と体制整備が行われている。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2- (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2- (1) -① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は「こどもと共に生き、共に歩み、共に育つ」姿勢を基本とし、福祉人材確保の方針が共有されている。配置基準+1.5名を確保し、心理士・保育士・社会福祉士等の専門職配置により人員体制を整備している。育成面ではスーパーバイザーを配置していること、5~6か月前からのアルバイト勤務を経て本採用とする仕組みで早期退職の低減に取り組んでいる。施設実習や学校連携を活用した採用活動も行い、加算職員の配置にも積極的に取り組んでいる。</p>		
15	II-2- (1) -② 総合的な人事管理が行われている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「期待する職員像」は事業計画書に明記され、児童養護施設に求められる機能に応じたスキルを備える職員像として職員への周知を図っている。担当制を基本とし、原則異動は行わない方針のもと、異動の検討は職員意向を最優先として運用されている。施設長は年1回の面談や職員会議、日常の対話を通じて職務遂行能力を把握し、個人面談や運営会議で処遇改善に関する評価・分析を行い、必要に応じて改善策を検討している。</p>		
II-2- (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2- (2) -① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>施設長は個別面談を通じ職員の就業状況や意向を把握し、時間外労働データ等を確認している。心身の健康と安全確保にも留意し、主任やスーパーバイザーを含め相談しやすい体制を整備している。助成事業を活用して映画観賞券配布等の福利厚生を実施し、育児職員には時短勤務や突発的な休みに対応している。女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画も策定し、「お互い様の意識を持つ」職場風土が定着につながっている。</p> <p>有給休暇は義務日数の取得にとどまりやすく、ワーク・ライフ・バランスは職員のモチベ</p>		

ーションに依存しやすい面がある為、有給休暇取得など更なる改善に取り組まれない。		
Ⅱ—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「期待する職員像」は児童養護施設に求められる機能に応じたスキルを備える職員として明確になっている。年度初めに職員一人ひとりが目標を持ち、成長につなげる目標管理の取組が行われている。職員面談を実施し、目標の進捗や達成状況を確認しながら、振り返りを次年度の取組へつなげている。</p> <p>目標の提出は全職員対象として、目標水準の設定や期限設定はテーマに応じた目標・期限の設定を考慮し、中間確認の頻度・時期を設定されたい。</p>		
18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>期待する職員像は事業計画書に明記され、養育目標「安心・名前・言葉」を施設の柱として共有されている。倫理綱領は年度初めに職員全体で読み合わせを行い、支援の基本姿勢の周知を図っている。年度初めに職員経験に沿った研修計画を策定し、名古屋市の児童養護関連施設や任意団体の研修を施設長が選定して参加につなげている。研修後は研修報告書により成果を確認し、研修内容やカリキュラムの評価・見直しに活用している。</p> <p>必要な専門技術は抽象的になり易いので、具体的且つ明確に記述し、職員の専門技術のレベルに合わせて研修・教育の計画を作成されたい。</p>		
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長個別面談で自己申告書を提出してもらい、職員の知識・資格の取得状況を把握している。新人研修は担当者が新任職員の習熟度に合わせ計画し、OJTとして実施している。年度初め研修計画を職員経験に沿って企画し、回覧書類で外部研修情報も周知して申請につなげている。全職員が年1回程度外部研修に参加できるよう配慮し、自己啓発補助を助成している。施設内にはスーパーバイザーを配置し、会議等でスーパービジョンを実施している。</p> <p>OJTおよびスーパービジョンは課題に合った、計画的・組織的な運用が望ましい。</p>		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画に「次世代人材の育成」を位置づけ、実習生育成に配慮した基本姿勢を明確にしている。ソーシャルワーク実習を基に実習生受入マニュアルを整備し、事前オリエンテーションで実習意図や学ぶべきポイントを共有している。担当者は社会福祉士実習指導者講習を受講し、保育士実習では愛知県保育実習連絡協議会の施設実習懇談会に参加して指導力向上を図っている。実習前から学校側と連携し、実習中も訪問等で情報共有を継続しな</p>		

がら実習指導を行っている。

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページに法人・施設の理念や基本方針、養育・支援の内容を掲載し、財務状況も公開している。第三者評価受審結果や苦情・相談体制はホームページのトップページ等で公表し、苦情処理委員会の設置や目的も示している。理念や基本方針、施設活動等は広報誌でも発信し、広報誌は玄関先に設置して自由に閲覧できるようにしている。</p> <p>相談・苦情の内容及び対応結果、第三者評価で指摘された内容への対応・改善結果の公表などについても検討されたい。</p>		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人・施設の事務および経理は経理規程に基づき適切に運用されている。内部監査を定期的に行い、施設長が法人経理を担当することで日常的に管理状況を把握している。さらに会計事務所等の外部専門家による指導・助言を受け、経理処理や運営管理の妥当性を確認する体制を整備している。指導・助言の内容は検討の上、経営改善に反映し、適正な経営・運営の維持に取り組んでいる。</p>		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域との関わり方について基本的な考え方を文書で整理し、職員間で共有している。地域行事や活動への参加に際しては、こどもの状況に配慮し職員が同行するなど支援体制を整え、ボランティアとも連携している。地域住民との日常的な声掛けやあいさつを通じ、施設やこどもへの理解を得る取組を継続している。買い物や通院等では医療機関や店舗等の社会資源を活用し、個々のニーズに応じた支援を行っている。学校の友人が施設へ来訪しやすい環境づくりにも配慮し、こどもの交流機会を広げている。</p>		
24	Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>児童養護施設としてボランティアを積極的に受け入れ、サマーキャンプや海の家、学習指導等を通じてこどもの交流機会を確保している。学生ボランティアとの継続的な関わりを継続し、社会的養護への理解促進にもつなげている。ボランティア受入マニュアルを整備し、活動内容や募集をホームページで公開している。大学生は毎週 20～30 名が参加し、ボランティア団体も月 7～8 名を受け入れている。受入時は交流方法を丁寧に説明し、継続団体には振り返りや研修を行っている。</p>		
<p>Ⅱ—4—（2） 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ—4—（2） —① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント> 個々のこどもの状況に対応できる社会資源情報を集約し、社会資源リストとして整理して職員間で共有している。必要な情報は職員会議で都度発信し、職員間の情報共有を図っている。児童相談所をはじめ関係機関・関係団体とは日常的に連絡や懇談を行い、連携を維持している。守山区サポート会議に参加し、民生委員等と地域の共通課題を共有しながら協働に取り組んでいる。自立支援担当職員を中心に、アフターケアも見据えたネットワーク化を進めている。</p>		
<p>Ⅱ—4—（3） 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ—4—（3） —① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント> 地域防災活動や清掃活動にも参加して地域住民とのコミュニケーションを図っている。平日 10:00～17:00 は地域交流室を開放し、カフェ等の憩いの場を提供して地域ニーズの把握に努めている。地域交流室ではカラオケ大会等も開催され、来館しやすい環境のもと交流を通じて生活課題や福祉ニーズを把握している。法人として月 1 回の認知症カフェを実施し、多様な相談に応じる機会を確保している。</p>		
27	<p>Ⅱ—4—（3） —② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント> 地域交流室を地域住民の集いの場として提供している。現況報告書に記載されているように、資格取得実習の受入や施設退所者への相談支援、里帰り・イベント等の公益的取組を行っている。事業計画には交流スペース活用を明示し、地域交流室の運用を通じて地域コミュニティの形成に寄与している。法人として月 1 回の認知症カフェを開催し、全国社会福祉施設経営者協議会で「和進館ふれあいセンター」の活動も紹介されている。地域防災活動にも参加し、AED や備蓄、公園清掃、庭園開放、バザー等の公益事業を継続している。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 こども本位の養育・支援

	第三者評価結
--	--------

		果
Ⅲ—1—(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>根拠資料の明示や読み合わせによる理解促進、こどもの尊重を基本とした計画・取り組みが確実に行われており、職員の意識向上にも努めている。今後も今以上に、職員の意識向上のための取り組みについて検討を重ねられたい。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>こどものプライバシー保護を大前提とした養育・支援に取り組んでおり、その方針は倫理綱領に明示され、毎年職員が確認し理解を図っている。倫理綱領に基づき、日常の養育・支援においてもプライバシーに配慮した実践が行われている。学童ユニットでは一人ひとりに個室を提供し、安心して過ごせる環境が整えられている。幼児・小学生ユニットでは中舎構造によるハード面の課題が残るものの、ソフト面での工夫により対応している。プライバシー保護の取組は日常的に徹底されており、総合的に高い水準で実践されている。</p>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>入所前のこどもや保護者が安心して施設生活を迎えられるよう、養育・支援の内容について丁寧な説明を行っている。ホームページや入所のしおりにより、施設の理念や生活の概要、養育・支援の内容を分かりやすく伝える工夫がなされている。入所時には、こどもや保護者の理解度に配慮しながら個別に説明を行い、入所前のこどもの見学希望にも対応しているが、保護者の事前見学はこどものプライバシー保護を理由に実施できていないため、情報提供が資料説明に限定されている点は課題である。今後はできる範囲でよいので、写真や動画等を活用した代替的な情報提供など工夫されることを期待する。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援の開始および過程において、入所のしおり等を活用しながら、こどもや保護者等に対し分かりやすい説明を行うよう努めている。入所時には承諾書を用いて内容確認を行い、書面に残すことで説明責任を果たしている。また、入所後に保護者等から質問があった場合には、その都度丁寧に説明する姿勢が見られる。児童相談所の許可がないと面会、外泊はできない等、児童相談所が全て絡んでいる。頻度も児童相談所、保護者と協議した上で決めている。主体的な選択や自己決定については、施設のルールの範囲内に限られているが、その範囲において可能な限り尊重し、必要に応じて施設内で検討を行っているが、こどもや保護者の理解促進や自己決定支援のさらなる工夫が求められる。</p>		

32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>措置変更や家庭復帰、地域移行等に際し、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。措置変更後や家庭復帰後に生じ得る環境変化や課題を見据え、相談できる体制を整え、こどもの意向を尊重しながら支援内容を検討している。支援の移行にあたっては、児童相談所や関係機関、保護者等と丁寧に協議し、必要に応じて引き継ぎ文書を作成している。また、家庭支援専門相談員や自立支援担当職員、入所中の担当職員が中心となり、退所後の支援や相談対応を行っているが、退所後の相談方法や支援内容について記録は残っているものの、一定の様式で文書化されていない。個々の対応にばらつきが生じる可能性があるため文書化されることが望ましい。</p>		
Ⅲ—1—(3) こどもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもが安心・安全に生活できることを目的に、毎月の児童会や半年に一度の個別面談を通してこどもの意見を聞く機会を設けている。児童会では生活上の確認や要望の把握が行われ、挙げた意見のうち検討が必要な事項については職員会議等で協議され、その結果をこどもへ周知する仕組みが整えられている。これらの取組は、必ずしもこどもの満足度向上に特化した調査や仕組みにはなっておらず、児童会も職員主導で進行されているところもある。今後は、こども自身が参画して意見を検討する場の設置や、満足度を意識した聞き取り・振り返りを含んだ児童会になるように工夫されることを期待する。</p>		
Ⅲ—1—(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人として苦情解決に関する体制を整備し、苦情解決の仕組みをエントランスに掲示することで受付方法を明示している。苦情や相談が寄せられた際には、申し出者の意向を丁寧に確認した上で対応し、改善内容や検討結果を個別にフィードバックするなど、誠実な対応が行われている。また、苦情内容や対応経過については記録を整備し、適切に保管するとともに、養育・支援の質向上に向けた改善にも活用している。しかし、こどもや保護者に対して仕組みを文書で配布しておらず、苦情記入カード等の具体的なツールも未整備である。今後は、より分かりやすい周知方法や情報公開の検討を進め、誰もが利用しやすい苦情解決体制の充実が求められる。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもが相談や意見を述べやすいよう、自ら相談先を選択できることを個別の聞き取りや児童会の場で説明し、相談しやすい雰囲気づくりに配慮している。相談時には、他児に知られないよう時間や場所を工夫するなど、こどもの安心感やプライバシーにも十分留意している。また、</p>		

<p>文書を用いて説明する機会も設けており、子ども自身も内容を理解し納得している様子が見える。相談方法や相談先を示した文書を子どもや保護者に配布していないが、誰もが繰り返し確認できる形で周知を図っており、安定した相談環境の整備されている。文書を用いて説明することも行っているため、その文書を掲示するなど試みることもよい。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>子どもからの相談や意見に対し、日常的に職員が丁寧に耳を傾ける姿勢を大切に、組織的な対応に努めている。ハートポストの設置や月1回の児童会を通じて意見を把握する機会を確保し、拳がった内容については会議等で検討し、改善につなげている。検討に時間を要する場合には、子どもに状況を説明するなど、迅速かつ誠実な対応を心掛けているが、相談や意見への対応手順を明確に示したマニュアルが整備されておらず、対応が職員の経験や判断に委ねられている側面がある。今後は、対応フローや役割分担を整理したマニュアルを整備し、組織として一貫性と迅速性をさらに高めることが求められる。</p>		
<p>Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>安心・安全な養育・支援の実施を目的として、緊急時対応マニュアルを整備し、事故発生時の責任や手順を明確にしている。マニュアルは事務所内の誰もが確認できる場所に常時設置され、事故発生時には報告書を作成し、内容を共有する体制が整っている。また、不審者対応に特化した訓練を毎年実施し、職員だけでなく子どもも参加することで、緊急時の行動理解を深めている点は評価できる。安全計画に基づく訓練や定期的な見直しも行われている。リスクマネジメントに特化した委員会は設置されておらず、マニュアルの周知度や理解状況を十分に把握できていない課題がある。今後は、体制の明確化と研修や確認の機会を充実させ、組織全体でのリスク対応力を高めることができる工夫を検討されることを期待する。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>感染症の予防および発生時における子どもの安全確保に向け、感染症マニュアルやBCPを整備し、状況に応じて施設内で協議しながら対応している。関係機関や学校等から感染症情報が入った際には、システムを活用して速やかに全体へ周知し、必要な予防対策を講じている点は評価できる。また、感染症発生時にも情報共有を行い、都度適切な対応に努めている。外部研修への参加や必要な情報発信も行われている。感染症対応はその都度の判断に依存する部分が大きく、対応基準の統一や職員間での理解の均一化が十分とはいえない。今後は、マニュアルの具体化や内部研修・勉強会の実施を通じて、組織的かつ安定した感染症対応体制の強化が求められる。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	①・b・c
<p><コメント></p>		

消防計画およびBCPに基づき、災害時におけるこどもの安全確保に向けた体制を整備し、組織的に取り組んでいる。災害発生時の役割分担や行動手順は計画内で明確化され、職員間にも周知されている点が高く評価できる。また、地区の防災訓練や地域の取組に積極的に参加し、自治体や関係機関との連携体制を実際の場面で確認している。これにより、施設内対応にとどまらず、地域と連動した安全確保の取組が実践されている。平時から計画に基づく準備と見直しを行い、災害時に備えた意識づくりが定着していることから、こどもの安全を守る体制は十分に機能しており、総合的に高い水準にある。

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援に関する標準的な実施方法を養育・支援計画の中で文書化し、こどもを尊重した養育・支援の考え方を明示している。文書は事務所内の職員が手に取れる場所に設置されており、必要に応じて参照できる環境は整っているが、これらの内容について職員全体への周知や理解の徹底には至っておらず、実践への浸透には課題が残る。また、プライバシー保護に特化した具体的な実施方法の明示が不十分である点も改善が求められる。今後は、研修や会議等を通じて標準的な実施方法の共有と確認を継続的に行い、職員間で共通理解を深めるとともに、文書内容の具体化と定期的な見直しを進めることで、養育・支援の質の一層の向上を期待する。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援計画を毎年策定・見直しする仕組みが整えられており、検証および改善は統括主任を中心に継続的に実施されている。見直しの過程では、現場職員の意見を取り入れるよう配慮されており、実践に即した改善が図られている。また、必要に応じて自立支援計画の内容を養育・支援計画へ反映する柔軟な運用も行われている。養育・支援計画の内容や見直し結果について、職員全体への周知が十分ではないところもあり、こどもの意向を体系的に反映する仕組みも明確には確立されていない。今後は、周知方法の工夫やこどもの意見を計画に反映する手続きの明確化を進めることで、より実効性の高い見直し体制の定着が期待される。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>アセスメントに基づく個別的な自立支援計画が適切に策定されている。担当職員が作成する施設独自の「養育・支援計画票」を基に、自立支援計画票を作成し、会議において多職種で協議を重ねた上で合議により決定している点は高く評価できる。計画は5月に策定、10月に見直し、</p>		

<p>3月に評価を行い、次年度へつなげる一連のサイクルが確立されている。また、各フロア会議で検討を行い、こども一人ひとりの具体的なニーズや支援内容が明示されている。支援困難ケースについても随時協議されている。こどもの意向把握もされている。今後は同意を含めた手順を明文化しておくといよい。</p>		
43	<p>Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>①・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>自立支援計画について定められた手順に基づき、5月の策定、10月の見直し、3月の評価という年間サイクルが確立され、フロア会議を通じて周知されている。この仕組みにより、計画の継続的な評価と次年度への反映が行われており、一定の機能性は確保されている。また、こどもの養育・支援方法を緊急的に変更する必要が生じた場合には、都度フロア会議で検討が行われ、緊急的な支援内容の変更なども自立支援計画へ速やかに反映されている。今後は、こどもの意向把握について同意を含めた明確な手順を定め、臨機応変な計画修正の仕組みや手続きについてより明確にされたい。</p>		
<p>Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ—2—(3)—① こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	<p>①・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>こどもに関する養育・支援の実施状況について、施設独自の「養育・支援計画票」に基づき、統一した様式で適切に記録されている。養育・支援の実践内容や進捗は記録システムに入力され、計画に沿った支援が実施されていることが明確に把握できる体制である。特記事項についても全体に周知できる仕組みが整えられており、迅速な情報共有が可能となっている。フロア会議には複数フロアの職員や専門職、スーパーバイザー、統括主任が参画し、多角的な視点で情報共有と検討が行われている。さらに、記入方法の統一が図られ、記録の質の維持に努めている。記録システムと会議を連動させた共有体制は十分に機能しており、職員間の共通理解のもと、質の高い養育・支援が実践されている。</p>		
45	<p>Ⅲ—2—(3)—② こどもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>①・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>こどもに関する記録の管理について、法人が定める個人情報保護規定に基づき、適切な体制が確立されている。回覧書類の管理責任者を統括主任、こどものケース記録の管理責任者を家庭支援専門相談員と明確に定め、役割分担のもとで管理が行われている。職員は入社時に個人情報保護に関する誓約書を提出しており、会議等を通じて必要な留意事項の周知も図られている。こどもや保護者に対しても、必要な確認を行った上で情報を取り扱う姿勢が徹底されている。個人情報保護規定の全文について全職員に改めて説明する機会は少ないが、日常の実務においては、個人情報文書は書棚においてその都度施錠する、ICT化された文書はその都度パスワード入力で管理する等、規定を遵守した適切な記録管理が行われており、個人情報保護への意識は高い水準で維持されている。</p>		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）こどもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	③・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもの権利擁護を養育・支援の中核に位置付け、組織的かつ継続的な取組が徹底されている。毎年度初めに全養協倫理綱領および和進館児童ホーム倫理綱領の読み合わせを職員全体で行い、権利意識の共有と実践への反映を図っている。倫理綱領に基づいた養育・支援が日常的に実践されており、年2回の権利擁護に係るこどもへの聞き取りや毎月の児童会を通じて、こどもの意見や要望を把握し、都度検討する体制が整っている。特に小学生以上全員を対象とした年2回の個別聞き取りは、権利侵害の予防と早期発見に有効に機能している。思想・信教等への配慮についても、必要に応じて保障できる体制が整備されており、こどもの権利擁護に対する取組は高く評価できる。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・③・c
<p><コメント></p> <p>こどもが自分の権利を理解するとともに、年齢や発達段階に応じて他者の権利への理解を深められるよう、日常の養育・支援の中で丁寧な説明と関わりを行っている。特に高学年のこどもに対しては、自身の権利のみならず他者にも権利があることを意識できるよう支援しているが、権利ノートは十分に活用されておらず、所持していないこどももいるなど、体系的な取組には課題が残る。職員に対しては、会議での共有や名古屋市の権利擁護委員会・研修への派遣を通じて理解の向上を図っている。家庭で大切にされた経験が乏しいこどもや意思表示が苦手なこどもに対しても、担当制の養育・支援の中で寄り添いながら伝える姿勢が見られるが、取組のさらなる整理と充実が求められる。</p>		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a・③・c
<p><コメント></p> <p>担当制を基本とし、できる限り同じ養育者が継続して関わる中で、こどもと共に成長や生活の振り返りを行っている。生き立ち整理については、こどもの年齢や発達、理解力に応じて内容や伝え方を検討し、一律ではなく個別性を重視した対応を行っている。実施にあたっては、会議等で内容やタイミングを協議し、実施後も職員全体でこどもの様子を気に掛け、必要なフォ</p>		

<p>ロー体制を取っている。アルバム写真や制作物を成長の記録として整理・保管し、振り返りに活用していることもよい取り組みである。しかし、職員の退職等による担当変更時には十分なフォローが難しい場合もあり、職員の体制を安定するための方策について検討されたい。</p>		
<p>A—1—(4) 被措置児童等虐待の防止等</p>		
A④	<p>A—1—(4)—① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見について、施設全体で意識を共有し、会議等で事例を取り上げながら職員への周知と確認を行っている。不適切なかかわりが疑われる場合には、事実確認を丁寧に行い、速やかに施設長へ報告する体制が整っており、状況に応じて就業規則に基づく対応や処分がなされる仕組みも明確である。被措置児童等虐待が疑われる事案については、市こども福祉課や児童相談所への届出・通告を迅速に行い、通告者が不利益を受けない体制も確保されている。こどもへの説明や通告手段の周知も行われているが、権利ノートの活用や資料の配布・掲示が十分とは言えず、周知方法の工夫が今後の課題である。</p>		
<p>A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑤	<p>A—1—(5)—① こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p>	<p>①・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>こどものそれまでの生活とのつながりを大切にし、入退所や家庭復帰等の移行期における不安の軽減に向けて、きめ細やかな支援を行っている。入所時や退所を控えたこどもが強い不安を抱くことを職員は十分に理解し、こどもの視点に立って寄り添い、安心して生活できるよう温かく受け入れている。新たな生活環境への移行に際しては、可能な限りこれまで築いてきた人間関係が途切れないよう配慮し、継続的な関わりを大切にしている。家庭復帰や生活環境の変更時には、関係機関や関係者と密に連携し、移行後も安定した生活を送れるよう調整を行っている。こどもの心情に配慮した一貫した支援体制が整っており、移行期支援は適切に実施されている。</p>		
A⑥	<p>A—1—(5)—② こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>①・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>こどもが安定した社会生活を送ることができるよう、リービングケアから退所後支援まで一貫した取組を積極的に行っている。退所前には、退所後にどのような生活を送りたいかという本人の意向を丁寧に確認し、必要となる生活スキルや社会的能力を意識した自立支援を行っている。退所後は、元担当職員と自立支援担当職員が中心となり、施設全体で相談に応じる体制を整えている。退所後5年間を目安とした支援計画や記録を整備しつつ、期間を超えても必要に応じ柔軟に支援している。支援が必要な場合には行政や関係機関と連携し、就労先や警察対応にも適切に関わっている。継続的かつ温かな関係性を基盤とした支援体制が確立している。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（1）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（1）—① こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>職員は、こどもに寄り添い、表出される感情や言動の背景に思いをはせながら関わることを大切にしている。問題行動が見られた際も、その場で制止するだけでなく、なぜその行動に至ったのかをこどもと共に考え、生い立ちや生活環境を踏まえた理解に努めている。会議等においてこどものこれまでの経験を振り返り、職員間で理解を深める取組も行われている。日々の関わりの中で、こどもが相談したり頼ったりする姿から信頼関係は築かれていると考えられるが、信頼感や受け止めの状況を客観的に把握するための利用者アンケート等は実施されておらず、取組の可視化や検証について課題が残る。</p>		
A⑧	A—2—（1）—② 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>集団生活における一定の生活ルールを整えつつ、こども一人ひとりの意向に配慮した養育・支援に努めている。特に担当制を重視し、職員とこどもが日常生活を共に過ごす中で関係性を築き、基本的欲求の充足につなげている。生理的欲求のみならず、心理的欲求にも目を向け、こどもの気持ちに寄り添う姿勢が見られる。少人数での生活環境を活かし、柔軟な対応を行いながら、担当職員を中心としたチームで支援している。夜間は職員配置が手薄となり、常に大人が身近にいる体制とは言えず、安心感の面で課題が残る。こうした状況を踏まえ、現状の工夫を続けながら更なる充実が期待される。</p>		
A⑨	A—2—（1）—③ こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>こどもが将来社会自立していくことを見据え、年齢や発達段階、能力に応じた養育・支援に努めている。集団生活における一定のルールの中で生活する必要がある、すべてをこどもの意向通りに進めることは難しいが、その中でも柔軟な対応を心掛けている。月1回の児童会では、こどもが自らの生活について意見を述べ、気付きにつなげる機会を設けている。職員は過度に手を出すことなく、見守りながら時に共に取り組む姿勢を大切にし、失敗やつまずきを成長の機会として捉えているが、生活全体は職員主導となる場面も多く、こどもの主体性をより引き出す仕組みづくりが課題である。</p>		
A⑩	A—2—（1）—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもの年齢や発達状況に応じた学びや遊びの場を保障するため、個々のニーズを把握しながら支援に努めている。通塾の検討や学習教材の準備、余暇活動の工夫など、可能な範囲で要望に応じており、絵本・図書・遊具等の環境整備も幅広い年齢層に対応している。対応が困難な</p>		

<p>場合には、その理由や根拠を丁寧に説明し、理解を得る姿勢が見られる。また、ボランティアの受け入れや関係団体との情報交換により、学びや遊びの機会の拡充を図っている。発達段階や課題に応じた体系的なプログラムを養育・支援計画の中に落とし込み、学びや遊びを保障している。今後もこどもの状況を把握しながら、学びと遊びを計画的に取り組んでいかれることを期待する。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>生活のいとなみを通して基本的な生活習慣の確立や社会常識・社会規範、生活技術の習得が図られるよう、年齢や発達段階に応じた養育・支援を行っている。社会自立を見据え、必要な知識や技術を職員が共有し、段階に応じた支援を提供している。施設として基本的なルールを整えつつ、個別の約束事は担当職員がこどもと話し合いながら決定し、主体性を尊重している。また、地域行事や清掃活動への参加、高校生のアルバイトの推奨を通じ、社会性を育む機会を確保している。健康管理やネット・SNSの適切な利用についても丁寧な説明を行っている。支援の体系化や評価の仕組みを可視化されると行っていることがよりわかりやすくなる。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>食育をこどもの身体的成長のみならず、自立後の生活を支える重要な要素と捉え、施設全体で丁寧に取り組んでいる。ユニットでの職員調理により、食事を身近に感じられる環境を整え、温かい状態で提供するなどの配慮がなされている。幼児から高校生まで生活リズムの違いに応じた食事時間の調整を行い、安心して食事ができる体制を整えている。また、こどもの特性により集団での食事が難しい場合には、時間や場所を調整するなど柔軟に対応している。残食や嗜好は記録し、栄養士へ共有することで献立に反映しており、嗜好調査も実施している。全てのこどもが常に楽しく食事できる環境づくりには今後も継続的に工夫していくことを期待する。</p>		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもの好みや季節、成長段階に応じた衣類の確保に努め、必要な枚数や種類を適切に準備している。衣類は清潔に保たれ、身長や季節に合ったものが提供されている。衣服の収納については、こども自身が選択しやすいよう手の届く位置に配置されており、日常生活を通じて衣習慣の習得につながっている。年齢や発達に応じて、職員と一緒に衣類を購入したり、こども自身が買い物を体験する機会を設けることで、衣服を通じた自己表現を支援している。また、洗濯をこどもと共に行ったり、自立を意識して一人で取り組むことを促したりするなど、生活技術の習得にも配慮している。今後はさらなる衣習慣や自己表現の支援を体系的に整理した取組の工夫が期待する。</p>		

A—2—（4）住生活		
A⑭	A—2—（4）—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>日常的な整理整頓や清掃に加え、定期的に専門業者による館内整備を実施し、施設全体が清潔で安全な環境となるよう努めている。小規模グループケアを5か所展開し、原則個室を確保することで、こども一人ひとりの私的空間と居場所が保障されている。個室化が難しい場合にも、こどもが自分の空間と認識できるよう配慮がなされている。生活に必要な日用品は個人所有とし、安心して生活できる環境づくりを行っている。汚れや破損については早期修繕に努め、即時対応が難しい場合も仮修繕を行うなど安全確保に配慮している。整理整頓や掃除については年齢や発達に応じた段階的な支援を行っているが、こどもの主体的な参画をさらに促す取組について検討を続けている。</p>		
A—2—（5）健康と安全		
A⑮	A—2—（5）—① 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>医療機関と連携し、こども一人ひとりの心身の健康管理に施設全体で取り組んでいる。年2回の健康診断や身長・体重測定により発育状況を把握し、必要に応じて嘱託医と情報共有し適切に対応している。受診や服薬は理解を促しつつ支援し、医療情報は会議等で周知している。一方、看護師配置はなく、医療・健康に特化した施設内研修は限定的であり、体系的な管理と学習体制の整備が課題である。</p>		
A—2—（6）性に関する教育		
A⑯	A—2—（6）—① こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>こどもの年齢や発達段階に応じ、正しい性の知識を身に付け、他者の性を尊重する心を育てるよう支援している。思春期のこどもに対しては、交際等の場面を踏まえ、相手を尊重する姿勢について職員が日常的に伝えている。性をタブー視せず、こどもからの疑問や質問には丁寧に答えているが、職員間で性に対する認識や対応に差があるため、会議等で情報共有や意識向上に努めている。体系的なカリキュラムや専門講師による研修は未整備であり今後の課題である。</p>		
A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（7）—① こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもの暴力や不適応行動は起こり得るものと捉え、行動そのものへの適切な対応とともに、背景や要因に目を向けた支援を施設全体で行っている。入所時から多様な課題を抱えるこどもが多いことを職員が理解し、個別対応と集団対応を組み合わせ、安全確保と安心できる生活環</p>		

<p>境の維持に努めている。問題が生じた際は、施設全体で検討し、再発防止と改善に向けた対応を行っている。職員は権利擁護等の研修にも参加し、対応力の向上を図っている。施設内での対応が難しい場合には、児童相談所等の関係機関と連携し、適切な支援につなげている。</p>		
A⑩	A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	①・b・c
<p><コメント> 子ども間の暴力やいじめ、差別が生じないよう、職員チームが連携し、日常的に状況把握と予防的な支援に取り組んでいる。問題が生じた際には、速やかに施設長へ報告し、施設全体で対応方針を検討している。施設内で問題が起こりやすい場所については検証を行い、構造面や職員配置の工夫を行っている。ユニットは年齢別を基本としつつ、子どもの関係性や発達状況に配慮した居室配置を行っている。入所間もない子どもや課題のある子どもについては、児童相談所と情報共有し個別支援を実施している。施設内で解決が難しい事案や性的トラブルについては、関係機関と連携し、迅速かつ慎重に対応している。</p>		
A—2—(8) 心理的ケア		
A⑪	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・①・c
<p><コメント> 常勤の心理療法担当職員を配置し、心理的ケアが必要な子どもに対しては、心理療法実施協議書に基づきセラピー等の心理的支援を行っている。心理療法のための専用スペースを確保するとともに、職員会議等において心理的見立てや助言を共有し、日常の養育・支援に生かしている。外部研修への参加など職員の資質向上にも努めているが、外部専門家によるスーパービジョン体制や体系的な研修の整備には至っていない。自立支援計画との連動も一部にとどまっております。今後は心理支援体制のさらなる充実と連携強化が課題である。</p>		
A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑫	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	①・b・c
<p><コメント> こどもの能力や意欲、学力の状況に応じた学習支援を行い、学習環境の整備に積極的に取り組んでいる。基礎学力の定着を目的に公文式学習を導入し、個々の理解度に応じた学習を継続的に支援している。中学生には家庭教師を配置し、希望に応じて学習塾への通塾機会も確保している。全室個室であることから、落ち着いて学習に取り組める環境が整っている。学校とも必要に応じて連携し、担任と情報共有を行いながら学力把握に努めている。特性のある子どもには通級利用や特別支援学級の活用など、個別性に配慮した支援を実践している。</p>		
A⑬	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	①・b・c
<p><コメント> こども一人ひとりの能力や特性、意向や将来の可能性を丁寧に把握し、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。自立支援担当職員を中心に、早期から進路に関する情報提供を行い、こどもが主体的に考え選択できるよう働きかけている。希望が現実的に困難な場合には、課題や選択肢を多角的に提示し、こどもが納得した上で判断できるよう支援</p>		

<p>している。進路決定にあたってはこどもの意見を最優先としつつ、保護者、学校、児童相談所と十分に協議している。進路決定後もフォロー体制を整え、進学後の躓きや中退防止に向けた継続的な支援を行っている。</p>		
A⑳	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント> 社会自立を見据え、職場実習や職場体験、アルバイト等を通じた社会経験の拡大に積極的に取り組んでいる。自立支援担当職員が中心となり、関係機関や協力事業主と連携し、体験先の開拓や調整を行っている。中学生から希望に応じて職場体験の機会を提供し、社会の仕組みやルール、働くことの楽しさや大変さを実感できるよう支援している。体験後は職員と丁寧な振り返りを行い、学びを次につなげている。高校生にはアルバイトを推奨し、責任感や対人関係力の習得を図っている。また、将来を見据えた資格取得についても必要性を整理し、前向きに後押ししている。これらの取組により、こどもが社会自立を具体的にイメージできる支援体制が整っている。</p>		
<p>A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり</p>		
A㉑	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント> 家庭支援専門相談員を2名配置し、家庭支援の窓口として専門性を発揮しながら、家族との信頼関係づくりに積極的に取り組んでいる。児童相談所と連携し、保護者等との関係構築や相談対応を丁寧に行う体制が確立されている。こどもや保護者等の意向を踏まえ、交流や外出の調整を行い、帰館後はこどもの様子を注意深く観察し安全確認を行っている。学校行事や施設行事への参加も促し、家族がこどもの成長を実感できる機会づくりに努めている。</p>		
<p>A—2—(11) 親子関係の再構築支援</p>		
A㉒	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント> 家庭支援専門相談員を中心に、こどもおよび保護者等にとっての最善の利益を重視し、児童相談所や関係機関と連携しながら家族支援に積極的に取り組んでいる。家庭復帰のみを目的とせず、保護者等との関係性の再構築を重視した支援を実践している。ケースごとに家族再構築に必要な課題や支援の視点を整理し、その見立てや方針は施設全体で共有されている。交流機会の調整や助言を通じて、保護者等への支援にも注力し、親子関係の改善と安定した関係づくりに向けた継続的な支援を行っている。</p>		